

## 入 札 心 得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又はこの入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額に100分の10を加えた総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を、納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を学校長に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと学校長が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

3 第1項の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとする。

4 入札保証金を現金で納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示すること。

5 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出すること。ただし、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。なお、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。

6 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時までに寄託すること。

7 入札保証金等の提出先は次のとおりとする。

(郵便番号) 3 9 2 - 8 5 4 8

(所在地) 長野県諏訪市清水

(機関名) 長野県諏訪清陵高等学校

(職氏名) 事務長 下村 祥一

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 郵送による入札は、受け付けない。

4 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を学校長に提出して確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第

54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(経営事項審査結果通知書)

第3条の3 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査(以下「経審」という。)結果の通知を受けていなければならない。

2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。

3 第11条第1項ただし書きについては、第1項の契約予定日は本契約予定日とする。

(工事費内訳書の提出)

第3条の4 入札参加者は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、第1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、落札者は、落札決定後に落札額に対する工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額(以下「入札価格」という。)は原則として一致しなければならないが、当分の間、内訳書価格と入札価格が一致しない場合も当該入札書は有効として扱うものとする。

ただし、落札者の内訳書価格と入札価格が一致していない場合(両価格の差がわずかであり学校長が不要と認める場合を除く。)は、落札者は、入札価格に相当する工事費内訳書を作成し契約前に学校長に提出し確認を受けなければならない。

3 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

(1) 設計図書(いわゆる金抜設計書)のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの

(2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

(3) (1)(2)のいずれの場合にも工事費内訳書には、表紙(日付、発注者名、工事名、工事箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印)を添付(様式は問いません。)するとともに、各内訳書には全葉と該当ページを記入すること。(1/5、2/5・・・のようにページを記載)

4 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計(契約)変更の対象とはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、学校長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書全て

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 納付した入札保証金等の額が第2条第1項に定める額に達していない場合の当該入札書

(8) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書

(9) 各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書  
(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する入札を行った者は、学校長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当校の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(入札回数の制限)

第8条 入札回数は2回とし、入札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の随意契約による時の見積回数は、2回を限度とするものとする。

(入札保証金の処理)

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

2 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付する。

3 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。また、入札保証金の全部または一部の納付を免除した場合においては、第2条第1項で算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収する。

4 入札保証金には利子を付さないものとする。

(契約保証金の納付)

第10条 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を契約しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を学校長に寄託しなければならない。

(1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。

2 落札者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の契約保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとする。

4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

5 契約保証金の納付方法は、第2条第4項及び第5項の定めを準用する。

6 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。

7 落札者が納付した契約保証金等は、その契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付する。

8 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、学校長は、保証金額の増額を要求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

10 契約保証金には利子を付さないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後7日以内（休日を含まない）に契約を締結しなければならない。

ただし、予定価格が5億円以上の工事については、仮契約とする。

2 前項ただし書の工事については、長野県議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を学校長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと学校長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事開始日)

第12条 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。

(工事等の着手)

第13条 契約者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（工期の初日）から準備期間内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。

なお、準備期間は特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は30日）とする。

(技術者の配置等)

第14条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事を下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で学校長に報告しなければならない。

(入札者に事前に確認を求める事項)

第15条 この入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を令和7年11月4日（火）午後5時までに学校長あて提出しなければならない。

(1) 一般競争入札参加申請書（様式1）

(2) 本工事に係る令和7年10月27日付け公告4に掲げる資格を有することを証する書類及び経営事項審査結果通知書

(別表) 入札保証金又は契約保証金に代わる担保

| 区分 | 種 類                                                                    | 価 額                                                                                                                               |
|----|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 国債又は地方債                                                                | 債券金額                                                                                                                              |
| イ  | 特別の法律による法人の発行する債券                                                      | 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額                                                                                 |
| ウ  | 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形                                                   | 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額） |
| エ  | 金融機関の保証する小切手                                                           | 金融機関の保証する金額                                                                                                                       |
| オ  | <u>金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証</u> | 金融機関又は左欄の保証事業会社が保証する金額                                                                                                            |

※下線の部分は契約保証金のみに適用する